6 三 産 業 第 1 0 6 6 号 令 和 6 年 1 2 月 2 6 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)		三春町
		(07521)
地域名 (地域内農業集落名)		富沢9組
		(富沢九組)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年11月21日
励譲の結果を取り	たとめ)に平月日	(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稲を中心とした農業経営を営む農家が多い。小さい集落で担い手も少なく5年後には耕作放棄田が増加する懸念がある。農地の維持管理に加えて、獣害対策や法面の管理にも労働時間を取られることが多く、地域資源の維持管理における労働時間を削減するため、獣害防止柵の設置やラジコン草刈機の導入など、省力化を進めていく必要があると考えている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稲を中心とした農業を行っている。5年後には担い手は急速に減少していると考えられるため、農地の利用のあり方や農道や水路、畔などをどのようにして管理していくかも考える必要がある。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

•		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	区域内の農用地等面積		43.0 ha
		うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43.0 ha
		(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	<ul><li>農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項</li></ul>					
	(1)農用地の集積、集約化の方針					
	担い手が高齢化となっており、規模拡大志向の農家も少ない中、経営承諾を受けた若い担い手や新規就農者					
	が現れた時は、その者に対して農地を集積していく。					
	(2)農地中間管理機構の活用方針					
	利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は、新規で農地の貸し借りを行う場合については、農地中間管理機構を活用することとする。					
	で展光の異し出りと行う場合については、展光上には日本版情で活力があることがあ					
	  (3)基盤整備事業への取組方針					
	基盤整備は実施済み。基盤再整備については現在のところ、予定はしていない。					
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針					
	他地域から計画的に就農希望者を確保できる体制を構築していき、新たな担い手の確保に努める。					
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
	農作業効率を高めるため、JAに水稲の病害虫防除作業の委託を検討。また、草刈り等の作業についてはJA  法人やシルバー人材センターへの委託を検討。					
	法人やジルバー人材でフターへの安託を検討。 					
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)						
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□					
	┃□  ⑥燃料・資源作物等 ┃□  ⑦保全・管理等   ┃□  ⑧農業用施設   □  ⑨耕畜連携等   □  ⑩その他					
	【選択した上記の取組方針】					